

秋田市立体育館消防設備修繕仕様書

1 事業概要

秋田市立体育館における消防設備の一部を修繕する。

2 仕様

- (1) 使用する材料、機器等は全て新品とし、関係規格等に定められている規格品を使用すること。
- (2) 本業務の施工前に、事前協議を行うとともに、施工計画書を提出すること。

3 施工場所

秋田市立体育館（秋田市八橋本町六丁目 1 2 - 2 0）

4 交換数量

別紙「設計書」のとおり

5 配置箇所詳細

別紙「秋田市立体育館消防設備修繕図面」のとおり

6 修繕対象設備

(1) 誘導灯設備

避難口誘導灯 B 級 B L 形非常点灯用バッテリーおよび点滅用バッテリー交換（別紙「誘導灯外形図」参照）

(2) 自家発電設備

自家発電始動用蓄電池充電器およびベント式据置鉛蓄電池交換（別紙「自家発電設備外形図」参照）

(3) 自動火災報知設備

受信機バッテリーおよび光電式スポット型感知器 2 種交換（別紙「受信機バッテリー外形図」および「煙感知器外形図」参照）

(4) 防火排煙設備

防火シャッター手動式開閉装置等交換（製造者は東洋シャッター 型式 F 4 A H（手動式開閉装置）、型式 D M O - B（自動閉鎖装置）、型式 M S - 5 0（手動閉鎖装置））

詳細については、現場確認すること。

7 廃棄物の処理

本業務の施工において搬出される廃棄物は、関係法令に従い、適切に処理すること。

8 期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで

9 検査

- (1) 修繕完了後、完成検査を行う。
- (2) 完成検査において、合格と認められないときは、本市の指定する期日までに取り替え又は補修を行うこと。

10 完了報告

- (1) 本修繕に係る完成図書および写真帳を提出すること（電子納品を含む。）。
- (2) 電子納品は、CD-R又はDVD-Rに件名を表示して提出すること。
- (3) 写真は、施工前、資材納入時検収、施工中および施工後ごとに、同一方向、同一箇所で撮影すること。
- (4) 修繕場所および状況等が明確に分かるように記載すること。

11 保証

(1) 故障対応

通常の保証期間中に故障が発生したときは、直ちに設置場所へ赴き、迅速に修理・調整を行うこと。また、故障の状況に応じて部品交換や代替機器との取り替えを行い、正常な状態に復旧すること。

(2) アフターサービス・メンテナンスに関する要件

迅速なアフターサービス又はメンテナンスのための営業所等を有し、その体制が整備されていること。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載がなくても、本仕様の作業に必要な消耗品・諸費用については、受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、発注者・受託者双方が協議の上、これを定めることとする。